平成２７年（フ）第５３４号
埼玉県新座市西堀１丁目14番９号
債務者　飯野　和子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５０号
埼玉県川口市西川口４丁目18番15号　スリーエスハイム201号
債務者　小川　行雄
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７８号
さいたま市南区白幡２丁目17番４号　シャンボール武蔵浦和201
債務者　尾形　由香
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
埼玉県草加市青柳６丁目45番２－405号
債務者　大泉　眞一
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
埼玉県坂戸市溝端町９番地　７－205
債務者　津留　和人
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５２号
埼玉県坂戸市仲町12番69号
債務者　本間　博美
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２８１号
埼玉県川越市松江町２丁目６番地10
債務者　須川　三郎
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２３号
三重県多気郡明和町大字有爾中1155番地431、前住所名古屋市中川区露橋２丁目３番24号露橋ロイヤルハイツ１Ｄ号
債務者　安藤　志朗
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１６号
京都府綾部市味方町宮ノ上53番地の１　オムロン綾部寮
債務者　横山　繁則
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
北海道伊達市南稀府町270番地102
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
北海道帯広市西17条北１丁目16番５号　リフレインⅠ・１－Ｂ
債務者　櫻井しのぶ
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
盛岡市上田２丁目６番14号　綵花館102号
債務者　高間木富男
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９９号
愛知県江南市宮後町砂場西23番地
債務者　山中鋼業こと山中国男こと　山中　國男
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１００号
愛知県江南市宮後町砂場西23番地
債務者　山中ハルヨ
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１５５号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西野田3095番地
債務者　髙橋　和代（旧姓澁川）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１５８号
愛知県犬山市大字羽黒字八幡東28番地　ベアーレ羽黒201
債務者　佐藤　秀男
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部